

平成27年度前期（第2期）官民協働海外留学支援制度

～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～

学内募集要項

独立行政法人日本学生支援機構（以下「JASSO」という。）が募集する「平成27年度前期（第2期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～」に申請を希望する方は、本学内募集要項に沿って、申請書類を提出してください。

記

1. 応募資格

「平成27年度前期（第2期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～募集要項」の「9. 派遣留学生の要件」を全て満たし、かつ次の全ての条件を満たす者

- ・ 申請時点において、本学に在籍している者
- ・ 留学期間の全部について、本学に在籍する者
- ・ 外務省海外安全ホームページにおいて、希望する留学地域・国が「渡航の是非の検討」、「渡航の延期」又は「退避勧告」と指定されている地域・国でない者

2. 申請書類

- ① 平成27年度前期（第2期）官民協働海外留学支援制度留学計画書（様式1）：紙媒体2部（正本1部、写し1部）及び電子媒体（XLSX形式）
- ② 留学先機関の受入れ許可証等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し：紙媒体2部及び電子媒体（PDF形式）
- ③ 日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たすことを証する書類：紙媒体1部
- ④ 留学先地域・国に関する外務省の「海外安全ホームページ」の写し：紙媒体1部
- ⑤ 申請書類等チェックリスト：紙媒体1部

- ※ ①については官民協働海外留学支援制度トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラムホームページ（<http://tobitate.jasso.go.jp>）から、⑤については国際課ホームページ（<http://international.hit-u.ac.jp/jp/abroad/jasso/>）から、それぞれダウンロードすること。
- ※ ①の作成に際しては、本学教員等（海外留学相談室教員、基礎ゼミ担当教員、クラス顧問教員、指導教員等）の指導を受けた上で提出すること。
- ※ ②については、申請時段階で用意できない場合は、留学先機関と折衝を行っていることを証明できる文書等を提出すること。
- ※ ③における家計基準については、JASSOホームページ（<http://www.jasso.go.jp/saiyou/daigaku.html>）を参照すること。

3. 提出期限

平成26年10月20日（月）午後3時00分（期限厳守）

※提出期限を過ぎた場合は、如何なる理由があっても受理しない。

4. 提出方法及び提出先

(1) 電子媒体

ファイル名およびメールの件名は下記のとおりとし、Eメールにて国際課（int-gs.g@dm.hit-u.ac.jp）まで提出すること。

・ ファイル名

申請書類①：「学籍番号」＋「申請書類 1. xlsx」（例：9999999z 申請書類 1. xlsx）

申請書類②：「学籍番号」＋「申請書類 2. pdf」（例：9999999z 申請書類 2. pdf）

- ・メール件名
「【トビタテ】申請書類提出（氏名）」（例：【トビタテ】申請書類提出（一橋花子））

(2) 紙媒体

申請書類一式を下記まで提出すること。

一橋大学学務部国際課
〒186-8601 東京都国立市中 2-1 東キャンパス 国際研究館 1 階

5. 本制度による派遣留学生の義務

- (1) 本学が主催する「危機管理セミナー」へ必ず参加すること。
- (2) 留学期間の全部において、下記の最低保障条件を満たす海外旅行保険に必ず加入すること。派遣先大学等で別途現地の保険への加入を義務づけられる場合も例外としない。なお、留学期間中の事故及び疾病等は派遣留学生の責任とし、費用は自己負担とする。

項目	最低保障条件
治療・救援費用	3,000 万円
傷害死亡	3,000 万円
傷害後遺障害	3,000 万円
疾病死亡	3,000 万円
賠償責任	1 億円

- (3) 本学の健康診断（毎年4月に実施）を受診すること。本学の健康診断を受診しなかった者については、他の医療機関の健康診断書（厳封）を提出すること。
- (4) 留学開始の1ヶ月前までに留学前健康状態申告書の提出すること。
- (5) 学部生は国際課、大学院生は各研究科等事務室にて、留学の手続きを行うこと。
- (6) その他本学及びJASSOが定める手続きや報告等を遅滞なく行うこと。

6. その他留意事項等

- (1) 海外留学に関する情報収集等に当たっては、公的な留学情報機関である独立行政法人日本学生支援機構のホームページや海外でのトラブル防止に役立つ世界の治安情勢や滞在中の留意点などの安全情報を提供している外務省の「海外安全ホームページ」の情報提供サービス等を活用すること。
- (2) 本制度による支援期間と本学の派遣留学プログラム（一橋大学海外派遣留学制度及びグローバルリーダー育成海外留学制度等）による支援期間が重複する場合は、本学の派遣留学プログラムによる奨学金の減額を行う可能性がある。

7. 問合せ先

学務部国際課学生交流係
電話：042-580-8764 E-mail：int-gs.g@dm.hit-u.ac.jp

以上

平成26年10月
学務部国際課